

令和5年度 (2023年度)	保健所の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、有機的に機能させる役割があります。また、難病、精神保健、医事・薬事、食品・環境・動物衛生等、専門的な技術により市民の生活を安全に導いています。新型コロナウイルス感染症については、国や大阪府、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザ等感染症からの類型変更後においても予防啓発から発生動向の把握などにより一般的な感染症対策に努めていきます。併せて、市民が種々の健康危機に直面した際に対処できるよう、保健所移転の機会をとらえ専門的かつ技術的業務の推進に取り組むとともに、有事に備えた体制整備、人材育成に取り組みます。 ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化 ②安全で快適な生活環境の確保 ③専門的かつ技術的業務の推進	
＜部の構成＞ 保健医療課 保健衛生課 保健予防課	＜主な担当事務＞ (1) 健康危機管理に関すること。 (2) 医事及び薬事に関すること。 (3) 食品衛生・環境衛生に関すること。 (4) 狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること。 (5) 感染症及び難病の対策等に関すること。 (6) 精神保健に関すること。 (7) 自殺対策に関すること。

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（1. 災害対策など）

今般の新型コロナウイルス感染症対応を経験したことから得た教訓や課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築のため、平時から計画的に保健所体制を整備する必要があります。その一環として、令和4年度には災害時の保健医療活動の基本となる「枚方市保健医療調整本部活動マニュアル」を策定し、非常時における地域の災害医療体制の調整や避難所巡回等を想定した災害対応研修等を実施しました。さらに、今年度は感染症法及び地域保健法の一部改正により、健康危機管理体制の強化を目的に健康危機の段階に応じた人員体制や業務重点化、人材育成のための研修・訓練等について記載した「健康危機対処計画（仮称）」を策定します。

実 績	① 令和5年11月「拠点応急救護所等活動訓練」とあわせて「情報伝達訓練」を実施。 ② 令和6年1月「枚方市保健医療調整本部訓練」を実施 ③ 令和6年3月「能登半島地震派遣職員報告会」を開催 ④ 令和6年3月「枚方市保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定
説 明	① 拠点応急救護所の設置病院において毎年輪番で実施されている「拠点応急救護所等活動訓練」が令和5年11月に行われ、これにあわせて、保健所に設置する枚方市保健医療調整本部として「情報伝達訓練」を実施しました。 今回は医療法人毅峰会 吉田病院において枚方市医師会、健康福祉部等により応急救護所設置等の実地訓練が実施され、これと並行して、災害救急医療情報システム（EMIS）やMC A無線を活用し、保健医療調整本部と市内病院

	や枚方寝屋川消防組合との間で情報伝達訓練を行うことで、災害医療時における連絡体制の構築を図りました。 ② 「枚方市災害対策本部訓練（図上訓練）」とあわせて、令和6年1月に「枚方市保健医療調整本部訓練」を実施しました。 本市で「震度6強」を観測したという設定のもと、枚方市保健医療調整本部を設置し、午前は発災直後、午後は発災後1日経過したことを想定した中で、さまざまな状況付与を行うなど、実践的な内容とするよう努めました。 今後は、保健所の移転を見据えて、関係機関・団体との連携を強化しながら、計画的に訓練を実施していきます。 ③ 令和6年1月に発生した能登半島地震により被害を受けた石川県に対して、大阪府を通じ、派遣要請が終了する令和6年4月末まで保健師等の職員を派遣しました。 まず2月に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)として2名を穴水町へ、次に2月から4月にかけて公衆衛生チームとして8名を輪島市へそれぞれ派遣し、職員が現地で得た貴重な経験を共有するため、3月に保健所内で報告会を開催しました。 ④ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法及び地域保健対策の推進に関する指針の見直しに基づき、保健所の組織体制や業務重点化、研修・訓練等について定めた「枚方市保健所健康危機対処計画（感染症編）」を令和6年3月に策定しました。 この計画は、新型インフルエンザ等全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症を対象としており、平時から発生時における取組や業務体制について定めています。 今後は、この計画に基づき、大阪府や関係機関との連携強化や、人材育成・確保のための研修・訓練の実施などに取り組みます。
--	--

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（2. 感染症対策など）

これまで、国・大阪府・医療機関等と連携しながら全庁的に取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策は、令和5年5月8日から感染症法上の取扱いが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行します。それに伴い行政措置の対象ではなくなり、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様に、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療提供体制の見直しが進められています。今後は国や大阪府の方針を確認の上、感染時の対応や備えについての周知を図り、市民の安心を確保しながら円滑な移行を目指します。

前述の「健康危機対処計画（仮称）」においては、感染症法の改正に基づき、大阪府及び本市が新たに策定する感染症予防計画との整合性を確保しつつ、既存の各種マニュアルや手引きの改定等を行います。また、大阪府が設置する連携協議会に参加し、府内の行政機関、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整します。

実 績	① 「5類感染症」への移行後の対応について、広報、ホームページ等で周知。また、医療機関や福祉施設での集団発生時の対応や感染対策についての助言は、移行後も継続して実施。 ＜新型コロナウイルス集団発生対応件数：延べ80件＞ ② 令和6年3月「枚方市感染症予防計画」を策定。また、保健所の感染症有事体制に構成される職員等を対象に実践的訓練としてPPE（個人防護具）着脱訓練を実施。 ＜PPE着脱訓練実施回数1回 受講人数12人＞
説 明	① 広報、ホームページにおいて行動制限やサービス、受診方法等の変更点について周知を行うとともに、相談については個別に応じることにより、5類感染症への移行について問題なく対応できました。今後は、新興・再興感染症の発生に備え、地域の医療機関や福祉施設の感染症対応力向上に向けた感染症ネットワークの構築に取り組むなど、事前対応の施策を推進します。 ② 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症発生・まん延時の医療提供体制や検査体制、府や関係機関との連携等について定めた「枚方市感染症予防計画」を、関係課と連携し、策定しました。「枚方市保健所健康危機対処計画（感染症編）」とあわせて、今後、これらの計画に基づき、大阪府や関係機関との連携強化や、人材育成・確保のための研修・訓練の実施などに取り組めます。

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（3. 食中毒対策など）

市民が安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図ります。また、改正食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、対象業種に遍く閲覧できるよう独自に作成した動画や様式を活用しながら、新たな衛生基準の普及・啓発・助言に取り組み、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

実 績	① 食品衛生関係施設及び生活衛生関係施設への立入検査等、適正な維持管理指導を実施。 ＜立入数：食品衛生関係施設 1,081 施設 生活衛生関係施設 404 施設＞ ② 市内5大学で肉の生食の危険性について啓発を実施。
説 明	① 枚方市保健所監視指導計画等に基づき、施設への立入検査及び検体の検査を実施し、食品や生活環境の安全性の確保と衛生に関する正しい知識の普及を図りました。食品衛生施設に対しては、特に加熱不十分な鶏肉メニューを提供する施設、及び腸管出血性大腸菌（O-157）食中毒のリスクが高いメニューを提供する施設などに重点的に監視指導を行いました。さらに、改正食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、動画をホームページ上で公開したほか、独自に作成した簡便に計画・記録が作成できる様式を用いて衛生管理計画の作成を助言指導し、立入検査

	時には実施記録を点検して、営業者による衛生管理の実施を推進しました。 また、生活衛生関係施設に対しては、立入検査時に衛生管理状況の確認、指導を行いました。特に、多数の方が利用する特定建築物（建築物衛生法）では、室内二酸化炭素濃度の測定を実施し、換気状況の確認を行いました。また、レジオネラ症発生予防のため、公衆浴場や遊泳場においては浴槽水等のレジオネラ属菌検査を実施し、維持管理指導を行いました。 ② 近年発生する細菌性食中毒はカンピロバクター食中毒が最も多くなっています。またカンピロバクター食中毒の原因となる生や生に近い状態の肉料理を食べ始めるのは、大学から就職時期が多いことから、大学生を対象とした予防啓発として、市内の5大学でクイズ形式により肉の生食の危険性を注意喚起しました。
--	--

重点的な取り組み：保健所移転に伴う機能強化

枚方市駅周辺再整備にあたり、現在の保健センターを改修して令和7年度に保健所を移転する計画としており、今年度は実施設計を予定しています。よって、前述の健康危機管理対策の取り組みを推進するため、移転の機会をとらえ保健所機能を強化し、DXの推進により市民や事業者の利便性向上を図るとともに、多目的に活用できる諸室を整備し、健康づくりや地域活動の連携にも活用します。

また、市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の拠点である枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、平時から関係機関・団体との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には「枚方市保健医療調整本部」を保健所に立ち上げ、協力して保健医療活動にあたるなど、災害時においても平時からの延長線上で健康危機管理の拠点となるよう、災害やパンデミック等の健康危機に備え、さらなる機能の強化を図ります。

実 績	① 現保健センター改修工事の実施設計を完了。
説 明	① 令和7年度の保健所移転に向け、現保健センターを改修する予定としており、令和5年度中に実施設計を完了しています。 令和6年度には改修工事を予定しており、可動壁を備えた会議室など多目的に活用できる諸室の整備や、複数の相談室の設置など、健康危機管理の拠点となるよう機能の向上を図るとともに、市民等の利便性の向上を図ります。 あわせて、保健所内のワーキングチームにおいて、DXの推進など、移転後の業務運用について検討を進めます。

重点的な取り組み：自殺予防対策の推進

平成31年3月に策定した「枚方市のいのちを支える行動計画（自殺対策計画）」については、今年度に第2期計画を策定することを見据え、令和4年度中に市民に対してアンケート調査を実施しました。自殺対策を取り巻く状況を踏まえ、実績やデータを検証し、さらなる自殺予防対策を進めていくための計画を策定します。また、令和2年以降、全国的に自殺者数増加が継続し、本市でも増加傾向にあることを受け、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、さらなる「生きることの包括的支援」に向けて、全庁的に重層的な連携を図ります。

自ら命を断とうとする危機にある人やその家族などからの相談については、保健所における来所相談や訪問相談、「ひらかたいのちのほっとライン」における相談対応に加え、引き続き休日に個別相談会を実施するなど、相談機会の増加により問題の解決を進め、自殺の危機から早期に脱することができるような支援を行います。また、多数の市民が目にとめるデジタルサイネージや動画配信、各種研修会等により、すべての人にメンタルヘルスの重要性の理解を促進するため、自殺予防に関する広報や普及啓発を行います。

実 績	① 平成 31 年 3 月策定「枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」に基づく来所相談や訪問相談、個別相談会、ゲートキーパー養成研修等の実施。 ② 令和 6 年 3 月「第 2 期枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」を策定。
説 明	① 「枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」に基づき、保健所における来所相談や訪問相談（延べ 2959 件）、「ひらかたいのちのほっとライン」による電話相談（延べ 1201 件）、休日における個別相談会（令和 6 年 3 月 17 日（日））を実施しました。 また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができるゲートキーパーの養成研修（計 7 回）等を実施しました。 研修受講者 <関西医科大学看護学部 2 回生 100 人> <人権擁護委員 14 人> <枚方市職員 104 人> <枚方市民 67 人> <「心のサポーター養成研修」 計 3 回 延べ 93 人 > ② 令和 5 年度が「枚方市いのち支える行動計画」の計画期間（5 年間）の最終年度であったため、同計画の改定作業を進め、令和 6 年 3 月に第 2 期計画を策定しました。 第 2 期計画においては、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざしながら、令和 4 年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策の方向性として「自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮すること」を盛り込むとともに、基本施策の一つとして「女性への支援」を追加しています。

重点的な取り組み：高度医療機器使用患者レスパイト入院費用助成制度の開始

人工呼吸器等の生命維持に必要な高度医療機器を常時使用している難病患者等を対象に、安定した在宅療養を継続できるよう、家族介護者の休息支援及び災害時の避難行動を促進するため、レスパイト入院費用の助成を開始します。あわせて、患者・家族の不安を軽減し、スムーズに利用につながるよう、主治医や在宅支援に関わる機関、受け入れ病院との連携・調整を図っていきます。

実 績	① レスパイト入院費用の助成を実施。 ＜申請人数 4 人、申請件数（延） 8 件＞
説 明	① 対象者の療養状況を把握したうえで、個別に、本制度の周知や利用に向けた支援を実施しました。また、受け入れ先となる病院や在宅支援機関に対し、会議等の様々な機会を通じて本制度の周知を行うとともに、利用にあたっての支援について協力を依頼しました。さらに、市内の病院を対象に、レスパイト入院の受け入れ状況等についてアンケート調査を行い、市内の保健・医療関係機関で構成する難病ネットワークにおいて現状や課題を共有しました。 レスパイト入院の利用にあたっては、在宅でのケアとの違いについての不安等から利用を躊躇する患者・家族もいるため、受け入れ病院や在宅支援機関との連携・調整を図り、利用に向けた支援を推進します。

重点的な取り組み：新型コロナワクチンの円滑な接種

新型コロナワクチン接種については、重症化リスクの高い高齢者等を対象とする 5 月開始の「春開始接種」と、5 歳以上の人を対象とする 9 月開始予定の「秋開始接種」での追加接種など、希望されるすべての市民に安心・安全にワクチンを接種していただけるよう、医療機関等と連携を図りながら接種体制をしっかりと整え実施します。

また、ワクチン接種に係るコールセンターを含む委託業務について、オペレータ等の対応状況を適時確認するなど適正な管理運営を行います。

実 績	① 新型コロナワクチンの初回接種及び追加接種を実施。 初回接種 ＜ 1 回目 322,596 回、2 回目 320,519 回（接種率 81.2%）＞ 令和 5 年春開始接種 ＜ 3～6 回目 71,414 回（接種率 55.4%）＞ 令和 5 年秋開始接種 ＜ 3～7 回目 93,173 回（接種率 23.6%、うち高齢者の接種率 54.1%）＞ （参考）令和 3 年度からの総接種回数 ＜ 1 回目 322,596 回、2 回目 320,519 回＞ ＜ 3 回目 261,428 回＞ ＜ 4 回目 177,189 回＞ ＜ 5 回目 122,068 回＞ ＜ 6 回目 78,656 回＞ ＜ 7 回目 56,415 回＞ ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行件数。 ＜市発行 528 件（海外用 451 件、国内用 77 件）＞ ＜アプリ発行 11,337 件、コンビニ等店舗発行 55 件＞
-----	--

	③ ワクチン接種に係るコールセンターを含む委託業務の適正な管理運営。 ④ 予防接種健康被害調査会の開催。＜6回＞
説 明	① 令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防、まん延防止等を目的に、予防接種法上の特例臨時接種として、国、大阪府、医療機関等と連携を図りながら、新型コロナウイルスワクチンの市民への接種に取り組みました。 令和5年5月8日から、初回接種を完了した65歳以上の者、5歳以上64歳以下で基礎疾患のある者または重症化リスクが高いと医師が認める者、18歳以上の医療従事者や高齢者施設等の従事者に対する令和5年春開始接種を実施しました。 令和5年9月20日から、初回接種を完了した生後6か月以上の全ての者を対象に、感染の主流となっていたオミクロン株 XBB.1.5 に対応したワクチンでの令和5年秋開始接種を順次実施しました。 ② 新型コロナワクチンの接種者からの申請に基づき、接種の事実を公的に証明する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付しました。また、令和3年12月から開始された予防接種証明書のアプリ上での交付に加え、令和4年7月26日からは、さらなる利便性向上に関する対応として、予防接種証明書のコンビニ交付を実施しました。 ③ コールセンターへの現地調査、対応件数や出退勤情報のチェックにより、委託業務の管理運営を適正に行いました。 ④ 予防接種後の副反応による健康被害については、接種に係る過失の有無に関わらず、健康被害救済制度により救済することとされています。新型コロナワクチンも同様に対象として予防接種健康被害調査会を開催しました。